

-
1. 災害時における要支援者への支援体制と危機管理について

 2. 水害想定の区の危機管理意識について

 3. 児童数増加に伴う教室確保、教育環境の整備について

 4. 教員不足における学校非常勤講師の確保策について

 5. 学校の指導力向上に向けて学校図書館司書の時間拡充を

 6. 車いす利用者等に遠回りを強いるエレベーターの設計について

 7. 小石川図書館の建替えは全ての人に開かれた複合型図書館を

 8. 保育園保護者の状況に十分配慮？卒園式の平日開催等について

 9. 不登校の子ども、ひきこもりへの支援のあり方について

 10. 開かれた区政・見える化にむけて
-

SDGsの「誰ひとりとりこぼさない」という理念は、「社会に必要な人などいない」ということだと思っています。制度のはざままで生きづらさを感じる人々がいないように、縦割りではなくチームとなって支えていく重要性を踏まえて、質問、提案をしていきます。

1 災害対策について

東日本大震災・福島第一原発事故。「起こるはずがない」「これくらいで良いだろう」「大丈夫だろう」等々、思い込みや希望的観測、想定が浅さが命取りになることを私達は知りました。住民の命・財産を守る自治体として、そこから何を学び、何を教訓とし、どう実行するのか。住民に明確に示していくことが重要です。福島第一原発事故の最終報告書で、事故から得た知見として掲げられた「あり得ることは起こる。あり得ないと思うことも起こる。」という認識で平時から危機感を持ち、災害時に可能な限り被害を小さく収めるにはどうしたらよいか、自治体は「減災に取り組む」日常を継続することが責務だと考えます。

1. 福祉避難所について

内閣府が作成した福祉避難所開設・運営ガイドラインによると「東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者も、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上った。高齢者や障害者など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、長引く避難所生活での十分に整備されているとは言えない生活環境により、健康を害し、生活再建フェーズへの移行に困難を生じるケースも見られる」という事が書かれています。障害の有無に関わらず、被災者の多様なニーズにきめ細やかな対応が求められる中、特に要支援者のニーズにどのように対応するか、喫緊の課題です。

Q-1：現状の最大規模の対象者数と福祉避難所を利用可能な人数、また、千人規模の避難所で福祉避難室を必要としている人数はどの程度と試算しているのでしょうか。

A【成澤区長】

福祉避難所の対象者数は、首都直下型地震における被害としては、要配慮者とその介助者を合わせて2,000人程度を想定しております。

また、福祉避難所の受入れ可能人数は、各施設との協議により定めており、現在、850人程度となっております。今後とも、区内の社会福祉施設等と協議し、受入れ可能人数の拡大に努めてまいります。

なお、各避難所における要配慮者のスペースについては、それぞれの施設の状況が異なるため、避難所運営協議会と協議しているところです。

防災課が個別避難計画を作成していますが、これを、障害サービスの受給者証の更新時や、介護計画作成時にケアマネージャーにお願いをして作成してもらうようにすれば、要支援者個別避難計画は格段に進みます。また、その折には、本人の希望が福祉避難室なのか福祉避難所なのか、福祉避難所ならどこを希望するのか等を聴き取り、避難計画に入れ込めば、福祉避難所の利用希望者数や付き添いの有無などを平時に確認できるようになります。さらには、要支援者対応に専門性をもった人材が聴き取りを行うことで、一時避難所にどのような支援、配慮、備蓄があれば福祉避難所に行かなくてすむか等の情報も把握できます。

Q-2： このように、個別避難計画作成の作業フローを改善することが合理的だと思います。お考えをお聞かせください。

A【成澤区長】

個別計画の作成及び更新は、原則として、本人又は家族が行うこととしており、不明な点等についての問い合わせには、コールセンターを設置し、きめ細かく対応しております。また、要支援者と関係の深い福祉事業者や介護事業者に、個別計画の作成を呼びかけていただくなど、情報共有を図っているところです。

これらの取り組みにより、個別計画の作成は円滑に行われていることから、作成手順を見直す考えはございませんが、引き続き、コールセンターで個々の実情に合わせた丁寧な対応を行い、個別計画の実効性を高めてまいります。

Q-3： 自傷行為等の行動が頻繁にある等、強度行動障害の方たち一人ひとりにあった専門的な支援を避難先で確実に受けられるようにすることは、なお一層重要です。事業所とどのように検討されていますか。また、強度行動障害のある方たちに限っては、福祉避難所を二次避難所とせず、最初から福祉避難所に避難できるようにすべきと考えます。伺います。

Q-4： 災害時に、要配慮者がたらい回しにされることなく相談や助言、支援を受けられるための体制整備をどのように進めていますか。

Q-5： 一時避難所から二次避難所への移動が自己責任では無理があります。要支援者の移送手段の確保について、関係団体や事業者との間でどのように協議されていますか。

Q-6： 一時避難所から、どの被災者を福祉避難所へ移送させるかのスクリーニングの判断が難しかったとの課題を聞きます。区として、指標やトリアージはどのように作成していますか。また、その作成にはどのような専門職が参画していますか。

A【成澤区長】

福祉避難所の運営に関する課題については、事業者と区で構成する「災害時要援護者対策・福祉避難所検討会」において、継続的に検討を行っております。

トリアージの基準については、介護や保健の専門職の意見を踏まえて作成するとともに、移送に関しても、タクシー事業者の意向を確認しながら、検討を進めているところです。なお、強度行動障害者等、専門的な支援が必要な方への対応についても、今後の課題と捉えており、事業者とともに検討してまいります。

福祉避難所への避難を望む要支援者全ての方に利用してもらうことは現実的ではありません。

Q-7：区内の避難所運営組織に要配慮者班等を設置できるように、専門職をつなぐ等の支援を区は実施されているでしょうか。

A【成澤区長】

避難所では、避難者援護班が、民生・児童委員とともに要配慮者への聞き取りを行い、ニーズを把握することで、災害対策本部との連携を図り対応してまいります。

そのため、ボランティア事前登録制度により、福祉、医療等の専門的な知識や技能を有する人材を、あらかじめ専門ボランティアとして確保し、災害時に避難所へ派遣することとしております。

さらに、支援の充実を図るため、要配慮者向けスペースの設置や情報伝達手段の確保等、ニーズを反映させた支援策を実施してまいります。

次に、避難所における専門職による支援についてのお尋ねですが、

避難所での要配慮者支援については、避難所からの要請に基づき、災対福祉部と医療救護部が連携し、医療機関への移送や医師等の派遣要請を判断するとともに、巡回による健康相談及び精神保健の手配を行ってまいります。

また、区に登録されている専門ボランティアの派遣に加え、不足する場合には、都に応援を要請するなど、必要に応じた支援を行ってまいります。

市区町村には、福祉避難所担当職員を派遣することが求められています。当面は24時間対応が必要な場合もあり、交代要員の確保が必須です。

Q-8：福祉避難所の担当職員は、どのような職種で何人を確保していますか。

A【成澤区長】

各福祉避難所へは、「地域防災計画」に基づき、災対福祉部に所属する福祉職や事務職等の職員を派遣することとしており、応急・復旧対策業務や非常時優先通常業務に従事する職員以外からの派遣を想定しております。

Q-9：保健師は要支援者への関わりはもとより、感染症や、避難所生活による生活不活発病等の二次健康被害の予防にも欠かせません。現状は、保健師が複数の避難所を巡回する形式ですが、増員して一避難所に一保健師を配置すること、また、交代で配置できる人数をしっかりと確保することが避難者の生活の質の向上につながります。保健師の増員は不可欠です。伺います。

A【成澤区長】

保健師は、災害対策本部設置後、主に医療救護部保健活動班として、被災住民の健康管理、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談等を行うこととなっております。

中期以降は、他自治体から派遣された保健活動チームに、避難所や自宅避難者への直接支援を

依頼し、区の保健師は、その他医療救護活動の調整、及び事業継続計画に基づく通常業務の再開に対応することが想定されています。

なお、区の保健師等だけでは保健活動が困難な場合は、国や都に応援派遣を求めることができるため、引き続き受援体制の整備に努めてまいります。

2. 水害ハザードマップに基づく区の危機管理について

台風19号をはじめ浸水想定地域内には甚大な被害がありました。改めて水害ハザードマップに基づき減災に努めることが自治体の役割であることを痛感します。

現在、3メートルの浸水想定地域内にある柳町小学校の建替えが、どこまで水害ハザードマップに基づき想像の射程を広げたか疑問が残ります。安全を考慮し、子ども達が使用する教室や避難所となる体育館は2階以上に設置する設計です。が、職員室は1階です。職員室は、災害時には区役所と密に連絡を取り、子どもたちの安全確保を図る最前線、司令塔となる拠点です。浸水すれば、電話機やネットワーク機器等が使えなくなり、災害対応拠点としての機能を失ってしまうことが想定されます。

子どもたちの記録など重要な書類も水浸しになります。1階に設置する理由のひとつは「地震と違い時間があるのだから、強い大雨の危険がある時には、大事なものは2階他に運べばことは足りる」という考え方です。さらには、地域の方やPTA等が参画して改築の基本構想を検討した委員会で、「校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場や昇降口部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが重要である。」と決定し、「屋外運動場や昇降口は1階に配置されているため、管理諸室は屋外運動場等に近接した1階に配置した計画とした。」とのことでした。

しかし、こうした決定は危機感に乏しいことは事実が証明しています。東日本大震災の大津波で大川小学校の児童ら多数が犠牲となった国家賠償訴訟は遺族側が勝訴し、学校側には「地域住民の平均的な知識・経験よりも高いレベルの防災知識が求められる」ということが明確にされました。本来であれば改築基本構想の中で、浸水想定区域内の職員室にはどのような機能が求められるか等、防災への危機管理意識をより強く持ち判断すべきだったと言わざるを得ません。

職員室等を含む校舎棟の設計を、体育館等の工事が先行する間に見直せば、長期にわたって工期が遅れることは避けられます。

Q-1：水害ハザードマップで最大3メートルの浸水が想定される学校の建替えにおいて、災害時に司令塔となる職員室を1階に配置し、「大雨の危険があったら先生たちが重要な書類や機器を運び出す」という想定での設計が文京区の危機管理なのか。設置者としての区長のお考えをお聞かせください。

A【成澤区長】

学校施設の改築に伴う諸室の配置については、教育委員会において、日常的な学校運営上の安全面や、災害時の危機管理など、多角的な観点から適切な設計を行っているものと認識しております。

柳町小学校の改築においても、児童の安全等、危機管理の観点も踏まえた総合的な判断により、校長室、職員室等の管理諸室を、屋外運動場や昇降口に隣接した1階に配置したものと捉えております。

なお、当該地の都による最大浸水想定は2m弱ですが、校舎建設予定地は、周辺地盤より1m以上高く、加えて、浸水対策として、防水板の設置を計画していると聞いております。

東日本大震災以降の建築基準法の改正で防火水槽や蓄電施設は容積緩和の対象になっており、国も推進しています。小石川消防署は防火水槽を設けることに熱心に取り組んでいると聞きます。豊島区では一定規模以上の大型建築物には防火水槽を設けることを要綱で義務付けています。

Q-2：文京区では大型建築物の建設事業者との事前協議の際に、防火水槽や蓄電施設について要望をされているのでしょうか。

Q-3：豊島区のように要綱で義務付けるお考えはお持ちでしょうか。

A【成澤区長】

大型建築物の事前協議における要望については、個別の計画内容に応じた要望事項としており、一律に特定の設備等の設置を求めるものではありません。

防火用貯水槽については、「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」により、防火水利不足地域において、一定規模以上の建築を行う場合に設置に努めることとしております。

また、大型建築物における災害対策としての蓄電設備の設置については、今後の検討課題と考えております。

Q-4：緊急速報のエリアメールを受信後に再確認することができない、災害無線が聞こえない。携帯などの機器に不慣れな人には情報が届き切っていません。そうした情報提供について、台風19号の対応を踏まえてどのように省察していますか。

A【成澤区長】

区では、ホームページやSNS、文の京安心・防災メール、緊急速報メール等、状況に応じた、様々な情報発信手段を整備してまいりました。

今後も、必要な方へ確実な情報伝達ができるよう、避難行動要支援者に対する緊急情報一斉伝達システムを導入し、更なる情報発信手段の多様化を図ってまいります。

このたびの台風19号では、非常事態が発生する恐れがあることが事前に把握できたため、早めの情報発信に努めましたが、引き続き、全ての方に遅延なく情報が届けられるよう、効果的な手法について検討してまいります。

2 教育環境の整備について

1. 児童数増加に伴う、教室数確保等について

柳町小学校区域には、早ければ7年後ぐらいには共同印刷社敷地に12,000㎡の大規模なマンション建設が計画されており、区内で最大規模になるものと想定されます。また他にファミリー向けマンションも建築予定です。さらには、中古マンションを購入し文京区立小学校への入学を目指す子育て世帯の転入も増えています。

現在の設計は、平成28年の人口統計に基づき、児童数705人規模で計画され、区内最大規模となるマンション建設は想定に含まれていません。改築や新築した小中学校でさえ深刻な教室不足となっている事実を鑑みると、再度、検討する必要があります。建替えた窪町小学校、新築した本郷小学校、いずれも数年前から教室が足りなくなり対応してきました。がそれでもさらに教室不足は深刻で、今にも手を打たねばならない状況です。窪町小も本郷小も「多様な学習活動を支える部屋」や「子どもたちのためのゆとりある空間」が、教室数確保のために普通教室に転換されています。開校してわずか10年の音羽中学校は、数年前から通学区域内の生徒でさえも受け入れられないほど深刻な教室不足です。本来なら1年生は4学級のところが、教室不足のために3学級編成であり、教室の確保が喫緊の課題です。

学級の数だけ教室があれば良いというものでもありません。多様な教育活動を担保し、教育の質の確保の観点からも、各学年ごとに、学級数プラス少人数学習などの指導が可能になる教室を配置することが必須です。学びの教室の利用児童も増加傾向にあり、今の想定よりもさらに増えることが確実だと推測します。

Q-1：大規模マンション建設等、区内に転入してくる子育て世帯の増加を勘案すると、4年前のデータに固執することなく一度立ち止まり、10年後20年後を見据えた教室数等を検討されることが重要と考えます。10年、20年先には35人学級が小学1,2年生よりも拡大されていることもあり得ます。子どもの生活の中心となる学校が、子どもにとってゆとりをもたらず施設であり続けるために、設置者として区長のお考えを伺います。

A【成澤区長】

近年、本区の年少人口は増加を続けており、将来人口推計においても、当面は増加傾向が続くものと推計しております。

このような人口の動向や、各学校における多様な教育活動も考慮しながら、教育委員会において、今後の小学校の教室増設について適切に対応し、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整備することが必要であると認識しております。

Q-2：700世帯が入居する春日後楽園再開発に加え、他にもマンション建設が進む礪川小学校の教室数確保はどのように検討されているでしょうか。

A【加藤教育長】

教室の増対策につきましては、現在の児童数を基に、周辺のマンション建設等の動向も加味しながら、必要な学級数の推計を行い、適切に対応しております。

Q-3：また、柳町小学校の新校舎建設までに仮校舎の教室が足らなくなることが現実の課題としてあります。どのように対応されていくのでしょうか。

A【加藤教育長】

現状において、教室が不足するとは、考えておりませんが、今後も児童数の推移等を注視しながら、必要な学級数の推計を行うことで、適切に対応してまいります。

2. 教員不足における優れた非常勤講師の確保策について

文京区立小中学校では、今年4月から10月までの7か月間で辞職者9人。10月末現在で休職中の先生は4人です。こうした状況下で、力のある非常勤講師等の採用は、子どもたちの学習環境をしっかりと確保する上で非常に重要です。が、いずこも非常勤講師のなり手が見つからない課題を抱えている現状です。こうした厳しい社会情勢の中、教育の質を担保する人材を確保するためには、区として、優れた非常勤講師を文京区に惹きつけ、働いてもらうための施策を打つことが重要です。

Q-1：会計年度任用制度を使って、現状最大29時間である非常勤講師の時間数を増やす検討をされてはいかがでしょうか。時間をオーバーして仕事をして下さっている現状もあります。できない理由があるなら合理的な説明をお願いします。

A【加藤教育長】

非常勤講師の職務は授業を行うことであり、学校における週当たりの活動時間が最大29時間であるなか、特別活動などの教科を除いた授業時間数は、最大でも週24時間程度となることから、会計年度任用職員制度導入後においても、勤務時間数に変更はございません。学校における働き方の見直しを進めるなかで、非常勤講師を含めた教職員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

3. 図書館司書の常勤化について

学校図書館には新学習指導要領で求められている、思考力・判断力・表現力を育む役割が求められています。主体的・対話的で深い学びの実践の場として、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能が生かされるべきです。そのためには各教科の指導力の向上が必須であり、それをサポートする専門職が図書館司書です。現状の1日4時間・週4日ではとても収まる仕事ではなく、実際には時間をかなりオーバーして働いてくれています。

Q-1：荒川区では学校図書館司書は現在1日6時間・週5日の勤務ですが、朝の学活から勤務すると6時間目にはいられない、丁寧な打ち合わせもできないといった課題があることから、会計年度任用制を機にさらに1時間増やしていくことを検討しているそうです。文京区でも学校図書館司書の勤務時間の拡充を要望します。課題があれば教えてください。

A【加藤教育長】

現在、学校図書館支援事業として、指定管理者により、週4日、1日4時間、年168回、全小・中学校の図書館へ支援員を派遣しております。

支援員は、子どもたちが調べ学習で活用する図書を、図書館と連携し収集しているほか、教員と連携し、授業や行事等と関連するコーナーの設置や、朝読書におけるブックトークなどを行っております。これらの支援内容及び、支援時間については、全ての学校から満足との評価を得ておりますので、現時点において、派遣時間数の拡充は考えておりません。

新学習指導要領で求められている力については、読書活動を含め、様々な学習活動を通して、育成してまいります。

4. 教育委員会定例会への総括質問の提示と報告について

先日の教育委員会の定例会で教育局の決算報告が行われましたが、区議会での決算委員会の総括質問の内容が資料として報告されていません。議会で審議されていることすら触れられませんでした。区議会での審議状況は、議事録等の客観的な資料に基づく報告でなければ、報告者の主観的な内容として伝わってしまう可能性があります。議事録速報版を教育委員各位に見るように要望している点は理解できますが、事前に質問を提出し答弁も委員会前に確定し、つまり、既にデータがある総括質問と答弁を、「これまで報告していないから」との理由で、資料として教育委員に提供しないことは、議会軽視と考えます。

Q-1：教育委員会定例会で、本会議の一般質問と同様に、教育委員会に関連する区議会各委員会での総括質問・答弁を資料化して報告されることを要望します。今後の対応を教えてください。

A【加藤教育長】

教育委員会定例会では、本会議の一般質問及び答弁の内容を報告事項としておりますが、決算特別委員会の総括質問等については、報告事項としておりません。

重要な審議が多いなか、効率的に議事を進めるため、教育委員には、総括質問等の概要を、別途、説明しております。

3 障害は社会環境で生まれる

次に、障害は本人に起因するものではなく、人を含めた社会の環境によって障害が生まれるという「社会モデル」の考え方を、区・教育委員会にさらに徹底することの重要性を感じての質問です。

1. 障害者の権利利益の侵害について

文京区における障害者差別解消法の対応要領では、障害のある子どもや人に対して「障害者でない者に対して付さない条件を付けること」等を障害者の権利利益を侵害することとして禁止しています。が、明化小・柳町小学校の建替えにおいて、主要な出入口にある階段から遠い位置にエレベーターを設け、エレベーターを必要としない人に対しては付さない「遠回りでの移動」を条件付けています。

柳町小・柳町こども園の建替え設計では、小学校・子ども園でエレベーター1機を共有する設計です。子ども園の利用者は、鍵がかかった扉の先のエレベーターを使用する度に、いちいち声をかけて鍵を開けてもらわないと使えません。階段は声をかけることなく誰もが自由に利用できます。ですが、エレベーターを使わなければ上り下りができない人に「声をかける」という条件を付加しています。いずれも障害者差別解消法で禁止する不当な差別的取扱いに当たると思います。

Q-1：設置者である区長のお考えをお聞かせください。「車いす等を必要とする人たちが遠回りしても仕方ない」とのお考えであれば、障害があることで「条件付与」をしていない、法に抵触していないという合理的説明を求めます。

A【成澤区長】

バリアフリー等に関するご質問にお答えします。

学校の改築についてのお尋ねですが、

学校の改築にあたっては、教育委員会において、国の法令並びに、都及び区の条例、指導要綱等関係法規を踏まえた設計を行っております。

また、改築に伴うエレベーターの配置・台数については、バリアフリーの観点から、教室や廊下等の配置とあわせて、施設全体の使いやすさを踏まえた設計を行っているものと認識しております。

なお、エレベーター等の施設利用については、学校及びこども園が丁寧に協議し、運用も含め、利用者への配慮に努めていくものと認識しております。

Q-2：れいわ新選組の木村英子参議院議員が、先日の参議院国土交通委員会で「国交省が作成した設計水準の大きさでは電動車いすで介助を受けるには狭い。大きなスペースを確保した設計基準を作成してほしい」と要望したところ、国土交通大臣は「しっかり見直すように指示したい」と答弁しています。避難所となる学校の多機能トイレは電動車いすと介助者が入っても十分なスペースを確保しているのでしょうか。文京区は、国の設計水準が見直されるまでは現状のままでいくのか、今後どう対応されるのでしょうか。

A【加藤教育長】

学校施設に設置している多機能トイレについては、現行の関係法令に沿った規格となっております。今後、改築等を検討する際には、国、他自治体の動向及び社会情勢等を踏まえ、規格の検討を行ってまいります。

2. 区立小石川図書館の改築について

小石川図書館改築の検討委員会を傍聴させて頂き、委員の方々が文京区にどのような図書館が必要か熱心に、しかも「誰もとりこぼさない」改築を目指しての議論をされていて、改築のコンセプトがどのように実現されるかとても楽しみにになりました。

Q-1：区民は中規模の図書館を各地域に作るだけでなく、複合的な要素を持った図書館を求める声は少なくありません。区長が考えるこれからの図書館のお考えを伺います。

A【成澤区長】

本区の図書館は、徒歩圏内に中規模館を配置することにより、区民ニーズに応える身近な施設として、多くの区民に親しまれ、利用されております。

図書館のあり方については、豊富で多彩な資料と利用者が出会う場として、利用者の要望や地域の実情等に配慮するとともに、時代の変化に応じた機能を加えていく必要があると考えております。

そのため、今後の新たな図書館サービスの導入について、「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」において、広く意見を伺っているものと認識しております。

Q-2：車いすを使用する人が、車いすを使用しない人と同様に、気おくれすることなく図書館を自由に閲覧できることを保証するには、書棚と書棚の間の空間も、国交省が作成した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に明記されるように「車いす使用者が十分に方向転換でき、人と車いす使用者がすれ違う寸法150cm」の基本寸法が必要です。小石川図書館の改築ではこの基準を遵守した環境を整備されるのでしょうか。

A【加藤教育長】

基本設計・実施設計を行う際には、関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。

3. 公園整備のユニバーサルデザイン化について

東京都はユニバーサルデザインの公園づくりを進めており、他区でも取り組みが広がっています。

Q-1：文京区では、神明都電車庫後公園の整備でユニバーサルデザインの公園づくりを推進されていますが、「どの子どもと一緒に遊べる遊具」の検討状況を教えてください。

Q-2：公園だけでなく、幼稚園や保育園、小学校の遊具を変える時には、「すべての子どもたちが共に遊べる」という視点で選定していくお考えでしょうか。

A【成澤区長】

公園再整備にあたっては、公園の規模や地域特性のほか、アンケート調査や意見交換会でのご意見などを踏まえ、多様なニーズに対応した整備を進めております。

ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりについては、子育て世代や高齢者、障害者などから幅広くご意見をいただくとともに、国の指針などを踏まえ、検討を進めてまいります。

なお、現在、再整備を進めている神明都電車庫跡公園では、車イスのまま利用できる砂場など、インクルーシブ遊具の設置を検討しております。また、保育園等の遊具についても、公園再整備での検討内容を参考にしております。

4. バリアフリーパートナーについて

子どもたちの学校生活に不可欠な存在でありながら、バリアフリーパートナーの報酬は一回2,000円という安さで、この報酬の低さに二の足を踏まれる方が多いのが現状です。

Q-1：善意に委ねてお願いをするのではなく、都の最低賃金以上で募集をかけるべきかと思えます。お考えをお聞かせ下さい。

A【加藤教育長】

バリアフリーパートナーは、NPO 法人と協働で事業を運営する有償ボランティアの制度であり、その性格上、謝礼は交通実費程度としております。

支援が必要な子どもに対しては、バリアフリーパートナーのほかにも、特別支援教育担当指導員等を配置しており、それぞれの支援者がその役割に応じ、協力しながら支援を行っております。

4 保育園について

1.

子どもは、自分の気持ちに合わせ自由に遊ぶ、好きなことや得意なことを活かして遊ぶなど「遊びこんだ」体験が多かった子どもほど「学びに向かう力」が高い傾向があるとの調査があります。「遊びこむ」には、自分の気持ちに合わせ活動を広げ深められる時間や空間、道具などが必要です。

Q-1：園庭のない保育園に校庭を積極的に提供している区立中学校でも10月で8日間です。区内の園庭のない保育園が、中学校庭で月に遊べる平均日数を教えてください。

Q-2：夏季休暇中の区立幼稚園の園庭を園庭のない保育園が活用しない理由は何があるのでしょうか。課題があるならその壁を超えて、幼稚園を活用して遊びこめる空間の提供に努めることが重要と考えます。

Q-3：保育所保育指針では、子どもたちが生活の中で自然に触れる機会の重要性があげられています。小石川植物園など区内にある自然環境の下で、園庭のない保育園の子どもたちが日常的にのびのびと遊べる機会を確保する等の検討はされていますか。また、徒歩で通うことができない園の場合には目黒区のように保育士と子どもたちを送迎する等の検討はいかがでしょうか。

A【成澤区長】

まず、園児の遊び場についてのお尋ねですが、

区立中学校の校庭の利用については、区があらかじめ依頼した後、保育園と中学校が、具体的な利用日等を個別に調整しているため、平均利用日数の把握はしておりません。

また、夏季休暇中の区立幼稚園の園庭については、近年の高い外気温により、日中の外遊びが難しい状況にあることなどから活用に至っておりませんが、引き続き、利用方法や利用時間等を含め、調整してまいります。

園児の心身の健全な育成のために、生活の中で自然に触れる機会が重要であることは、区としても認識しており、園児の散歩や遠足時における施設の利用について、現在、協議を行っております。なお、園児の送迎については、送迎に要する時間や駐車場所の確保等の課題があることから、現時点での実施は難しいものと考えております。

2. 保護者の状況に十分に配慮する

文京区立保育園で今年度から第三者評価が取り入れられました。保育所保育指針に基づき作成された利用者アンケートの項目の中には「行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か」という項目があります。文京区父母連が7月に実施したアンケートによると、83.3%の家庭が「土曜日開催」を望んでいるにもかかわらず、区は来年度から平日に「卒園式」を開催するとしています。理由のひとつとして、登園することが少なからず「子どもに負担がかかる」ことをあげています。ですが、子どもの負担にならないよう、どのような卒園式や保育を行うか、それが保育士の専門性の発揮のしどころです。

Q-1： 第三者評価でも「保護者の状況に十分配慮することが求められている」とされながら、その趣旨を理解しているとは言い難いものがあります。区長のお考えを伺います。

A【成澤区長】

区立保育園では、3月上旬の土曜日にお祝い会と卒園式を同日開催しておりますが、来年度から、お祝い会は「発表会」として12月の土曜日に変更し、卒園式は3月下旬の平日に開催することといたしました。

卒園を間近に控えた時期に開催することで、子どもたちが園での生活を振り返り、小学生になることを自覚できるようにすることに加え、保育園に通う生活リズムに合わせた平日開催により、子どもたちの負担の軽減を図るほか、保育士の健全な労働環境の維持と職員体制の確保に配慮したものです。

保護者の皆様には、丁寧な説明を行っており、引き続きご理解とご協力をいただけるよう対応してまいります。

Q-2： 幼稚園で土曜日曜に行事が開催されると振り替えで月曜日が休園になることについて伺います。保護者が就労等で保育に欠けるから預かり保育を利用している児童も休まなければならない、保護者は預け先に大変苦慮しています。キッズルーム等に預けるとお金もかかります。認定こども園の開設に向けても、夏休み同様、預かり保育の定期利用をする児童については保育を始める必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

A【加藤教育長】

休園日の預かり保育については、保護者の就労支援の観点から、課題と認識しており、認定こども園開設に向けた検討の中で、区立幼稚園における休園日の預かり保育についても、検討を予定しております。

Q-3： 保育所保育指針では、外部の苦情窓口や行政等に相談できることを保護者に伝えることの重要性が書かれています。各園で相談窓口があることを「伝えた」ではなく、保護者が認識し理解できるようにすることはもとより、区のHPでもわかりやすく周知に努めることが重要かと思えます。いかがでしょうか。

A【成澤区長】

苦情や相談の受付等については、入園される全ての家庭に配付している「入園のしおり」に掲載し、各区立保育園でご案内しており、引き続き、分かりやすい周知に努めてまいります。

Q-4：第三者評価について区立幼稚園等に導入する考えはいかがでしょうか。

A【加藤教育長】

区立幼稚園では、文部科学省の学校評価ガイドラインに基づき、「学校評価」を実施しております。

「学校評価」では、幼稚園による自己評価に加え、保護者、地域、学識経験者等による関係者評価を行っており、適切な評価が行われているものと認識しております。

Q-5：第三者評価の事業者選定は、現在は競争入札です。一円でも安ければ決まる「事業者」ではなく、どのような視点をもって評価するのか提案を聞いたうえで決定するプロポーザル選定にする方が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

A【成澤区長】

第三者評価は、東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関が、当該機構が定める手法に基づき行うものであり、基本的な項目に大きく差が出るものではありません。また、これまで実施している保護者アンケートを踏まえた、区独自の評価視点等を追加することも可能なことから、入札による契約で対応できるものと考えております。

3. 「安心して子どもを産み育てられるまちの実現」について

都は、多様化する保護者の働き方を踏まえた夜間・休日の保育を実施するなどきめ細かな施策を展開し、安心して子どもを産み育てられるまちの実現を推進するとしています。

一方、文京区は「子どもの負担、子どもを中心に考えて」と、延長保育の時間延長、休日保育にしても消極的です。

ですが、休日や夜間に預けられる認可外保育園等は、年齢に見合ったスペースの確保や保育士配置数に課題があり、子どもの最善の利益を考え、子育てと仕事の両立支援を積極的に進めるならば、認可保育園で過ごして保護者の帰りを待つ方が合理的です。

子育て支援調査では保育園等の利用世帯の約2割が日曜・祝日の利用を希望しています。

Q-1：現在、23区中15区で休日保育の実施が確認できます。文京区は今後、夜間・休日保育の実施、延長保育の時間拡大等を検討されるか。伺います。

A【成澤区長】

子どもの育ちの観点から、夜間・休日保育の実施や、更なる保育時間の延長は考えておりません。

Q-2：公園近くの4メートル道路などにはガードレールがなく、しかも新築されるマンションにもエントランス横に荷捌き場がないことから宅配事業者等々が駐停車していることから見通しが悪く、児童の安全が担保されているとは言い難い状況です。「命を守る」視点から、どのように改善されていくおつもりでしょうか。

A【成澤区長】

道路幅員の狭い区道においては、歩行者と車両を物理的に分離することや、専用の停車スペース等を確保することは困難ですが、地域の状況を踏まえ、適切な交通規制や交通安全対策が図られるよう、引き続き、警察と協力しながら取り組んでまいります。

また、一定規模以上の店舗や事務所などの用途の建築物については、都の条例で荷さばき駐車施設の設置が義務づけられておりますが、それ以外の建築計画においても、地域の安全を確保する観点から、荷さばき場の設置等について、協力を求めてまいります。

Q-3：区は、園児が散歩する道の安全対策強化を進めていますが、ガードレールや車の速度抑制のための段差等の設置には、補正予算をつけてでも速やかに対応していただきたい。園等からの要望に対して課題があるならばどのようなことがあるか、教えてください。

A【成澤区長】

注意喚起のための看板設置や路面標示の整備については、本年度中に対策が図れるよう、すでに準備を進めているところです。

また、防護柵の新設等については、車の乗り入れ等への影響があることから、本年度中に沿道住民等との調整を行った後、来年度に対策工事を予定しております。

5 不登校について

不登校生徒が全国に比較して高い出現率である文京区であり、さらに増えている状況の中、不登校になった子どもたちの居場所をどのように確保するか、学習権をどのように保障していくか、ふれあい教室の質の向上は重点課題です。

Q-1：ふれあい教室について、民間委託するよりも退職校長などを支援員とした方が子どもたちにとって良いという合理的な根拠を伺います。

A【加藤教育長】

「ふれあい教室」では、校長経験者など都の非常勤教員だけでなく、心理カウンセラー、スクールカウンセラー、大学生、大学院生、スクールソーシャルワーカー等、様々な職種がチームで子どもたちを支援しております。また、民間フリースクールとの連携も継続しており、民間の持つ様々なノウハウを取り入れております。

多職種チームと民間との連携を深めることで、一人ひとりの子どもの情緒の安定や、集団生活への適応へとつなげ、「ふれあい教室」がより居心地の良い「居場所」となるよう努めてまいります。

Q-2：教育委員会は、不登校になる理由を小学校は「親子関係をめぐる問題」、中学校は「学業不振」と分析しています。が、実際にご相談を受ける中では、先生との関係、先生の言動が原因になっていることも少なくありません。実際、NHKが行った調査では、不登校の原因は、「先生との関係」「いじめ」「決まりや校則になじめない」の順で多い結果です。文京区はこの調査との差異をどう受け止めていますか。

A【加藤教育長】

不登校に至る背景は、「本人」「家庭」「学校」の3つが、複雑に関係しあっているものと認識しており、全ての背景を分析し、支援方法を総合的に検討することが必要と考えております。学校生活に関する要因についても、本人の訴えをしっかりと受け止め、不登校状況の改善に努めてまいります。

Q-3 : 中学校で年140時間、小学校5,6年で35時間、ネイティブスピーカーの英語指導員がすべて英語で行う授業「ALT」があります。しかし、「ふれあい教室」では年6回、今年度拡充されても年8回のみで大きな格差です。来年度はどのように格差を埋めるのでしょうか。

A【加藤教育長】

次に、「ふれあい教室」における「ALT」についてのお尋ねですが、

ふれあい教室では、できるだけ学習の機会を確保できるよう、様々な活動を計画しており、「ALT」以外にも、音楽、制作活動、プログラミング教育、科学実験、調理実習等を、年間を通じて行っております。

活動への参加は、本人の意思を尊重しておりますが、子どもによっては、疲れや負担感につながり、通室へのハードルとなることもあるため、活動内容及び回数等については、子どもの状況等を見ながら、検討してまいります。

Q-4 : まずは子ども一人ひとりが否定されることのない学校を作ることが重要です。例えば、給食の完食を目標にする学校があれば、味覚過敏がある子どもたちにとっては学校から気持ちも身体も遠ざかります。校則も同様に苦しむ子どももいます。

A【加藤教育長】

各学校では、子ども一人ひとりの良さを認め、自己肯定感を高める指導を工夫しているほか、学級集団アセスメント等を用いて学級集団を分析し、不登校を生まないように、学級経営の工夫を行っております。

今後も、一人ひとりの子どもが、学習面や生活面に不安を抱えることなく生活できるように努めてまいります。

6 ひきこもり問題について

本人や家族が相談にたどりついて、担当者がひきこもる人の特性や気持ちを理解できず、かけられた言動に傷つくなどして再び孤立していく、相談をあきらめるといった現実があります。

Q-1：家族が孤立状態で、相談が途切れてしまっているケースはどのぐらいあると認識されていますか。

「ひきこもりは恥ずかしい」「自分たちが悪い」などと社会に思い込まされている風潮は小さくありません。「生きているだけでいいんだよ」というメッセージを届けるためには伴走型の支援が必要と言われています。

Q-2：そのためには、想定するひきこもり当事者の人数に対してどのぐらいの支援者数が必要と考えられていますか。

A【成澤区長】

区では現在、義務教育終了後から39歳までを対象とした「ひきこもり等自立支援事業」により、ひきこもりに関する相談や社会参加に向けた段階的なプログラム等、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援を行っております。

相談が途切れてしまうケースも2割程度ありますが、支援内容によって相談が途切れてしまうような事例の報告は受けておりません。今後とも、再び適切な支援につながるよう、粘り強く対応を続けてまいります。

ひきこもりは複合的な要因によるケースが多く、対象者の人数や必要となる支援者の規模を特定することは困難です。そのため、区では来年度の重点施策として「文京区版ひきこもり総合対策」を実施し、「ひきこもり等自立支援事業」の拡充や、福祉部門を中心とした関係機関の連携強化等に取り組み、複合的な課題に一元的に対応する、総合的な相談支援を行ってまいります。

7 窓口対応等の情報システムの改善について

各種申請の折に窓口を訪れると、担当職員が聞き取り手書きでメモを取られます。後にパソコンに入力しています。これは二度手間です。しかも情報システムの運用改善は各課に委ねられています。

Q-1：情報システム政策課が各課の担当となり、課ごとの作業フローを考慮しつつ、必要な情報は課を超えて共有できるように適切なシステム開発を担い、各課職員の作業を改善していくことが区民の利益向上にもつながります。区民・職員双方にメリットのある改善策と考えますがいかがでしょうか。

A【成澤区長】

現在、基幹系システムと各業務部門のシステムは、必要に応じた情報連携を行い、住民記録情報の共有化を図っております。

一方、個人情報の目的外利用については、規定に則って、適正に管理すべきものであり、組織横断的な情報共有については、慎重に取り扱う必要があります。

このことを踏まえつつ、業務のシステム化にあたっては、情報政策部門が、情報セキュリティやネットワークの適正化の支援、費用対効果の検証等を行い、各業務の適切なシステム化を推進してまいります。

8 開かれた区政～見える化

文京区は、各課の要綱の多くがHPで閲覧できません。各事業がどのようなことを根拠になされているか、見える化することは重要です。

Q-1：HPに各課の要綱を掲載してはいかがでしょうか。伺います。

A【成澤区長】

現在も、特に区民等への影響が大きい補助金等の交付要綱や指導要綱を中心に、適切にホームページ上で公表しております。

これに加え、行政情報センターにおいても要綱集を配架し、情報を公表しているところです。

今後も、要綱の公表を的確に行っていくとともに、検索等に関する利便性の向上にも努めてまいります。

Q-2：文京区HPでは、課長・部長の管理職員名が確認できません。他区では公表されています。公表すべきではないでしょうか。

A【成澤区長】

現在、区のホームページでは、組織の名称や各部署の主な業務内容をお知らせするとともに、各課に対し、意見や問い合わせを送ることができるようになっていることから、個々の管理職の氏名までを掲載する考えはございません。

Q-3：各区立中学校の校則や各家庭が入学前後に負担する標準服等の購入や教材費等々の費用を、各中学のHPに掲載して中学を選択する際の情報提供に努めるべきではないでしょうか。

A【加藤教育長】

校則や教材費については、各中学校が4月当初の保護者会や学校説明会等で、お知らせしております。また、学校を選択する際の参考となるよう、新入生に向けて、9月から11月に実施しているオープンキャンパスにおいても説明を行っております。

なお、ホームページに掲載する内容については、各学校がその特色に基づいて、工夫するものであり、教育委員会として一律に指示する性格のものではないと、考えております。

9 人事評価について

Q-1：部長・課長が人事異動することで、これまでの改革がゼロスタートになったり後退することが見受けられます。これは区民にとっても機会損失です。満遍なくジェネラリストを育てるのではなく、40歳を過ぎたころから、その人の適正や志向性、やり甲斐等に起因するモチベーションに応じた部署で人材育成を実施していく考えはないでしょうか。

A【成澤区長】

管理職の人事異動については、人事の刷新による士気の高揚及び組織の活力増進のため、定期的かつ継続的に行っているものです。

そのため、人事異動の実施にあたっては、本人の希望や専門性などの各職場の組織事情、個々の職員の適性を考慮した柔軟な対応を行い、適材適所の職員配置に努めております。

【海津 席上発言】

区長、教育長、ご答弁ありがとうございました。

ただ、年に一度、本会場での一般質問、9回目にして、最も印象に残るほど残念な答弁がありました。私が存じ上げてきた成澤区長は、議員時代には、憲法、法律や条令等に基づき、真摯に障害のある子どもや家族が抱える課題解決に向けて、所管の部長と激論を交わし、毛細血管が何本切れたかわからないと言われるほどでした。生きづらさを抱える人たちの施策に尽力される姿を、私は目の当たりにしてきました。しかし、今回のご答弁では、まるで別人のように感じました。

障害者差別解消法では、障害のない人に付さない条件を付けることは「不当な差別的取扱いに当たる」とされ禁止されています。

明化小学校、柳町小学校は、「メインの出入り口から階段を利用する人に対して、車いすを使用する人などは階段から離れたエレベーターを利用する設計になっています。これは、障害のない人に付さない「遠回りでの移動」という条件を付していることになります。

車いすを使用する方々からは、後付けでエレベーターを設置するならともかく、新たに建て直す学校で「遠回りさせられる」ことには怒りや悲しみを覚える、との声が上がっています。こうした声は区長の耳にも届いているかと思えます。

質問では、障害者差別解消法で禁止する「不当な差別的取扱いにあたる」のではないかという疑義に対して、区長はどうお考えなのか、法律に照らした上での合理的な説明を求めました。

ところが、区長ご自身の判断なのか、職員が区長へ忖度したのか、本来ならば、「障害者の権利利益の侵害についてのお尋ねですが」という答弁となるべきところ、「学校の改築についてのお尋ねですが」とまったく別の論点にすり替えられての答弁でした。

真正面から「障害者の権利利益の侵害に相当するかどうか」にお答えがなかったことは残念でなりません。令和の時代です。障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、学校の建替えに限らず、障害のある人だけに条件を付加することのない区政への改革をあらためて要望して終わります。